

令和7年度 市民税・県民税 森林環境税※ 特別徴収のしおり

しおりの内容

- ◆ 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収について・・・1～2
- ◆ 退職所得の分離課税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ◆ 市へ届出が必要な場合と届出の種類について・・・・・・・・・・3
- ◆ よくあるお問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- ◆ 給与所得者異動届出書の記載例 ①退職（一括徴収）・・・・・・5
②退職（普通徴収）・・・・・・6
③転勤（特別徴収継続）・・・・・・7
- ◆ 普通徴収から特別徴収への切替依頼書の記載例・・・・・・・・・・8
- ◇ 給与所得者異動届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- ◇ 普通徴収から特別徴収への切替依頼書・・・・・・・・・・10
- ◇ 特別徴収に係る納期の特例の承認申請書・取消届出書・・・・・・11
- ◇ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届書・・・・・・・・・・12
- ◇ 特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書・・・・・・・・・・13
- ◆ ゆうちょ銀行・郵便局を利用される特別徴収義務者様へ（お願い）・・・14

◎ お願い ◎

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額通知書（納税義務者用）は、
すみやかに圧着したまま従業員等（納税義務者）に配布してください。

〒489-8701
愛知県瀬戸市追分町
64番地の1

瀬戸市役所
税務課 市民税係
特別徴収担当 行

〔返信用 あて名〕
※異動届の送付等に
ご利用ください。

【提出・お問い合わせ先】

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市役所 税務課

- ◆特別徴収全般・異動届出書について
〔市民税係〕 (0561) 88-2571（直通）
- ◆納入・還付等の納税について
〔収納係〕 (0561) 88-2572（直通）

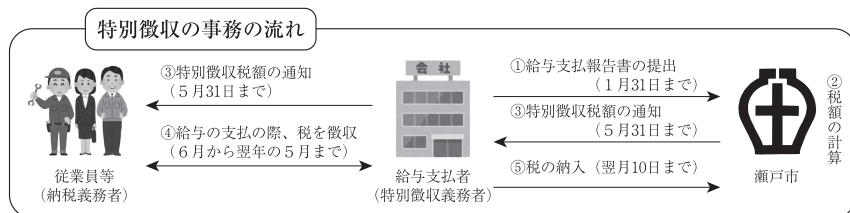
◎お問い合わせの際は、「特別徴収義務者指定番号」
をお知らせください。

※森林環境税とは、2024（令和6）年度から国内に
住所のある個人に対して課される国税であり、市
町村において個人住民税均等割と併せて1人年額
1,000円が徴収されます。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収について

1 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収とは

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収（以下「特別徴収」という。）とは、給与支払者（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員等（納税義務者）に毎月支払う給与から、市民税・県民税・森林環境税を徴収し、翌月の10日までに市町村に納入していただく制度です。徴収月は6月から翌年5月までです。



2 特別徴収義務者の指定

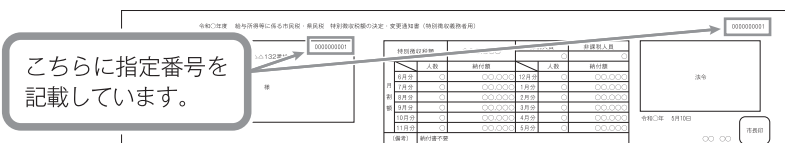
4月1日現在において給与の支払いをしている給与支払者のうち、地方税法第321条の4の規定により所得税の源泉徴収義務がある給与支払者を、「特別徴収義務者」として指定しています。

なお、従業員等（納税義務者）が、2か所以上の給与支払者から給与の支払を受けている場合は、その主たる給与支払者を「特別徴収義務者」に指定しています。

3 特別徴収義務者指定番号について

指定番号は、特別徴収税額通知書に記載しています。

瀬戸市へのお問い合わせの際には、指定番号をお知らせください。



4 特別徴収税額の通知

特別徴収義務者は、「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」を受け取られましたら、すみやかに従業員等（納税義務者）へ「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を圧着されたままの状態 で配布し、納税義務者本人以外には開封されないよう 格別のご配慮をお願いします。

※納税義務者用の通知内容につきましては、本人からの問い合わせでない場合は、詳しい内容をご説明できませんのでご了承ください。

5 特別徴収税額の徴収

「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている、各納税義務者の各月分の納付額（以下「月割額」という。）を毎月支払う給与から徴収し、翌月10日までに納入してください。

6 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の決定通知書をお送りした後に、税額が変更になった場合は「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」をお送りします。これらの書類を受け取られましたら、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている月割額を徴収し、納入してください。

「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」は圧着されたままの状態ですみやかに納税義務者に配布し、納税義務者本人以外には開封されないよう 格別のご配慮をお願いします。

7 特別徴収税額の納入期限・納入場所について

「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている月割額を、徴収した月の翌月10日（当日が金融機関等の休業日に当たる場合は、その翌営業日）までに、金融機関等で納入してください。

徴収月	納 期 限	徴収月	納 期 限
6月分	令和7年7月10日	12月分	令和8年1月13日
7月分	令和7年8月12日	1月分	令和8年2月10日
8月分	令和7年9月10日	2月分	令和8年3月10日
9月分	令和7年10月10日	3月分	令和8年4月10日
10月分	令和7年11月10日	4月分	令和8年5月11日
11月分	令和7年12月10日	5月分	令和8年6月10日

次の金融機関等以外で納入されますと、手数料がかかる場合がありますのでご注意ください。

取扱金融機関	瀬戸信用金庫 三菱UFJ銀行 あいち銀行 名古屋銀行 十六銀行 大垣共立銀行 あいち尾東農業協同組合 東海労働金庫 信用組合愛知商銀 イオ信用組合
ゆうちょ銀行 郵便局	愛知、岐阜、三重、静岡の各県のゆうちょ銀行・郵便局 （上記のゆうちょ銀行・郵便局以外は、当初に納入される際、13頁の「指定通知書」を当該ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。）
そ の 他	瀬戸市役所 水野・幡山・品野各支所 パルティセと・菱野団地各市民サービスセンター

退職所得の分離課税について

8 納入について

別綴りの「領収証書・納入書・納入済通知書」（以下、「納入書」という。）を使用する場合は、その月に徴収した税額、その他必要事項を正確に記入し、納入してください。

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						2	0	0	0	0
	退職所得分					1	5	0	0	0
	延 滞 金									
	合 計 額					2	0	0	0	0

納入すべき金額を記入してください。
(領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。)
※税額に変更がある場合2本線で抹消、訂正印不要。

※名称等の変更があった場合でも、特別徴収の指定番号が変わらなければ、「納入書」はそのまま使用できます。新しい名称等の「納入書」を希望される場合は、市民税係までご連絡ください。

9 納期の特例について

給与の支払いを受ける従業員等が常時10人未満である場合には、年2回に分けて納入することができる「納期の特例」の制度があります。

この特例を受ける場合には、11頁の「特別徴収に係る納期の特例の承認申請書」の提出が必要となります。

納 期 限	
1 回目 6～11月分	令和7年12月10日
2 回目 12～5月分	令和8年6月10日

10 月割額を滞納された場合

各月の特別徴収税額をそれぞれの納期限までに納入していただけない場合、各納期限の翌日から納入日までの日数に応じて延滞金が加算されます。延滞金は年14.6%（納期限の翌日から1か月以内は年7.3%）の割合を各月の特別徴収税額に乗じた額となります。

ただし、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合（延滞金特例基準割合）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（納期限の翌日から1か月以内は延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合＜上限年7.3%＞）となります。

退職所得については、退職手当等の支払者が退職者に支払う際に他の所得と分離して税額を計算し、支払額からその税金を徴収して住所地（退職した日の属する年の1月1日現在における住所地）の市町村に納入することになっています。

1 納入期限について

給与分と合わせて徴収した月の翌月10日までに納入してください。

2 納入書について

納入の際は、給与分と合わせて、退職所得分を記入してください。

納 入 金 額	給 与 分 (一括徴収分を含む。)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						1	5	0	0	0
	退職所得分					5	6	2	0	0
	延 滞 金									
	合 計 額					2	0	6	2	0

← 給与分の金額を記入
← 退職所得分を記入
← 合計金額を記入

また、納入済通知書の退職所得分欄の「退職者氏名」「支払金額」「勤続年数」「連絡先」「担当者名」および裏面「納入申告書」に金額等を記入してください。

退 職 所 得 分	退 職 者 氏 名	支 払 金 額	勤 続 年 数
	瀬戸 太郎	9,126,000 円	20 年
TEL (0561) 82 - 7111 担当者名 瀬戸			

※特別徴収義務者が個人事業主である場合は、裏面「納入申告書」には個人番号を記載せず納入してください。金融機関等は個人番号を取り扱うことができないため、別途予備の「納入申告書」に個人番号を含む必要事項を記載し、直接瀬戸市へ提出してください。

税額の計算については、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引（令和4年1月1日以降適用）」（必要な場合は、ご請求ください。）をご参照いただくか、市民税係におたずねください。

市へ届出が必要な場合と届出の種類について

瀬戸市HPからも各種様式をダウンロードしていただけます。
 キーワード・ID番号検索より 38402 と入力
 ホーム＞くらし・手続き＞税＞市民税



1 従業員が異動（退職・転勤等）したとき

異動事由	異動後の市民税・県民税の徴収方法・手続きの注意事項	届出書
退職 休職 長欠	＜異動が令和7年6月～12月＞ 一括徴収：従業員から申し出があった場合 普通徴収：従業員から申し出がない場合 ※退職後に出国予定の従業員（研修生で帰国される従業員等）は、できる限り一括徴収していただくようお願いします。 ＜異動が令和8年1月～4月＞ 一括徴収（地方税法で義務付けられています）	給与所得者異動届出書（9頁） ※記載例 ・一括徴収（5頁） ・普通徴収（6頁） ・特別徴収継続（7頁）
死亡	普通徴収	
転勤 転職	転勤先で従業員の特別徴収を継続するときに必要です。 転勤先の担当者に徴収月とその月割額を連絡してください。 ※転勤先が不明な場合や転勤先への連絡が不可能な場合は、普通徴収としてください。	
就職	中途就職等で、普通徴収から特別徴収への変更を希望するときに必要です。 ただし、納期限が過ぎたものや65歳以上の方の公的年金に係る税額については切り替えることができません。	普通徴収から特別徴収への切替 依頼書（10頁） ※記載例（8頁）

※一括徴収とは、特別徴収義務者が、従業員（納税義務者）の給与・退職手当等から未徴収の月割額を全額一括徴収し、納入する方法

※普通徴収とは、従業員（納税義務者）本人が、金融機関等で納める方法

2 事業所の所在地等が変更となったとき

		届出書
社名・所在地・送付先 （変更・合併等）	所在地・名称を変更した場合や事業所あての書類の送付先を設定する場合に必要です。 なお、<u>会社合併による変更で、従業員に異動が生じる場合はあわせて給与所得者異動届出書も提出</u>してください。 ※事業所情報に変更があっても指定番号に変更がなければ、納入書はそのままお使いいただけます。	特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書（12頁）

3 特別徴収税額通知の受取方法が変更となったとき

		届出書
特別徴収義務者用 納税義務者用 通知先メールアドレス	eLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の「受取方法」や「メールアドレス」を変更する場合に必要です。 ※受領日の属する月の翌月分以降の通知発送に反映されます。	特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書（13頁）

よくあるお問い合わせ

税額決定（変更）通知書に、3月末に退職した（在籍していない）従業員の名前がのっていますがどうしたらよいですか？



給与支払報告書の提出後に退職した従業員等がある場合には、9頁「給与所得者異動届出書」を提出していただく必要があります。至急ご提出ください。

在籍中の従業員等が年の途中で市外へ転出したのですが、転出に伴って会社が行う手続きはありますか？



手続きの必要はありません。市内転居の場合も同様です。令和7年1月1日現在の居所で課税する市町村が決定するためです。

新たに入社した従業員等について、年度の途中から特別徴収したいのですが、どうすればいいですか？



10頁の「普通徴収から特別徴収への切替依頼書」を作成して、提出してください。月割額を早く確認したい場合には個別に連絡いたしますので、月割額の連絡欄に記入してください。

特別徴収税額が0円の従業員が退職した場合も届け出は必要ですか？



年度途中で税額が変更となる場合がありますので、今後特別徴収としないためにも「異動届出書」をご提出ください。

納入書に印刷されている事業所名や所在地が変わりましたが使用できますか？



指定番号に変更がなければ、納入書はそのままお使いいただけます。別途、12頁「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」をご提出ください。

特別徴収した税額は、金融機関等での納入ではなく、口座振替やコンビニエンスストアでの納入にできますか？



口座振替やコンビニエンスストアでの納入は取り扱っておりません。お手数ですが、1頁の納入金融機関等をご参照の上、納入してください。

納入書に記載した税額に変更がある場合訂正印が必要ですか？



訂正印は不要です。二本線で抹消し正しい金額を記載の上、納入してください。

住民税電子申告システムのeLTAX（エルタックス）のご案内

eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。eLTAXを利用して以下の電子申告・手続きが可能です。

■給与支払報告書の提出 ■異動届出書、切替依頼書、所在地・名称変更届出書の提出 ■特別徴収税額の納入
利用方法などの詳しい内容については、eLTAXのホームページ<https://www.eltax.lta.go.jp/>をご覧ください。

記載例 1

退職の場合

一括徴収…給与支払者が未徴収税額を給与又は退職手当等からまとめて徴収する方法

受 付 印

給与支払報告書
特別徴収

●異動があつた場合は、異動月の

市 使 用 欄															宛名番号				
年 度															1.現年度 2.新年度 3.両年度				
特別徴収義務者 指 定 番 号															0012345670				
連 係															人 事 課				
氏 名															愛 知 市 子				
先 電 話															(0561) 82 - 7111				

(宛先)		給与 支 払 者		所在地 (住所)		〒 489 - 0803 瀬戸市追分町 64												
瀬戸市長		(特別徴収義務者)		名 称 (氏名)		瀬戸株式会社												
令和 7 年11月22日 提出				法 人 番 号 又は個人番号		0	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

給与 所得者	フリガナ	セト ジロウ																	徴収済税額		未徴収税額		異動年月日		異動事由	
	氏 名	瀬戸 二郎																	特別徴収税額 (年税額)		6 月分かつ 11 月分から		令和 7 年		①退 職	
	生年月日	S30 年 1 月 1 日																	(イ)		10 月分まで 5 月分まで		11 月		2 転 勤	
	個人番号	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	(ア)		(ウ) = (ア) - (イ)				3 休 職						
	1月1日住所	瀬戸市追分町100																	60,000 円		25,000 円		20 日		4 長 欠	
	後の住所	同上																	60,000 円		35,000 円				5 死 亡	
																									6 その他	

○をつけて
ください。

未徴収税額（ウ）の徴収方法を

A B C から選択し該当記号を○印で囲

異動事案発生日を記入
(例:退職日)

A 一括徴収 （注）の額を特別徴収義務者が給与から徴収する。

一括徴収した税額は 11 月分（12月10日納期限）で納入する

一括徴収の理由

☐ 印をしてください。

- ① 異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出があったため（ 月 日申出）
- ② 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額（ウ）の金額	35,000 円
--------------	----------

● 1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。
 なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

「未徴収の始まりの月」を同じにしてください。

「(ウ)未徴収税額」と「」が同じになります。

一指をし

1 昇給

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

4 その他 ()

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

一括徴収した金額	徴収継続 （前年度に徴収した金額が、本年度に徴収される金額に比べて、1割以上減少した場合、徴収継続の義務が生じます。）	
	徴収継続の義務が生じた場合は、徴収継続の義務が生じた年度から徴収する。	
一括徴収した金額		

市處理欄	現 年 度	新 年 度

- この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。
●事業所控が必要な場合は、コピー等でご対応ください。

受付印

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 瀬戸市長 令和7年11月22日提出		給与(特別徴収義務者) 瀬戸市長	所在地(住所) 〒489-0803 瀬戸市追分町64	市使用欄 宛名番号 年度 1.現年度 2.新年度 3.両年度 特別徴収義務者 指定番号 0012345670 連絡係 人事課 氏名 愛知 市子 先電話 (0561) 82-7111
フリガナ 氏名 瀬戸 三郎		セト S31 年 1 月 1 日	サブロー 瀬戸市追分町64	徴収済税額 6 月分から 11 月分まで (イ)
個人番号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		特別徴収税額 (年税額) 120,000 円		未徴収税額 12 月分から 5 月分まで (ウ) = (ア) - (イ) 60,000 円
1月1日住所 瀬戸市追分町64		異動年月日 令和 7 年 11 月 20 日		異動事由 ①退職 ②転勤 ③休職 ④長欠 ⑤死亡 ⑥その他 ()
異動後の住所 名古屋市中区三の丸三番地				

未徴収税額(イ)の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

A 一括徴収 (ウ)の額を本人が支払う。

一括徴収した税額は
月分(月 日納期限)で納入する

一括徴収の理由
○印をしてください。

1 異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出があったため(月 日申出)
2 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額(ウ)の金額 円

●1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。
なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

B 普通徴収 (ウ)の額を本人が支払う。

一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。

①異動が本年12月31日以前で、一括徴収の希望がないため
②5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため
③死亡による退職のため
④その他()

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

1～4月ご退職の場合、原則として「A 一括徴収」をお願いします。

勤務者 四八街方又は八八街方
電話 () - 担当者
特別徴収指定番号 新規
月割額 円を 月分(月 日納期限)で納入するよう連絡済
納入書(必要・不要) 新受給者番号
(既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)

市処理欄	現年度	新年度

- この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。
●事業所控が必要な場合は、コピー等でご対応ください。

記載例3 転勤の場合（特別徴収を継続）

特別徴収継続…従業員様の納税を転勤先でも引続き特別徴収で行う方法

●異動があった場合は、異動月の翌月1日までに提出してください。

給与支払報告書 特別徴収		給与支払報告書 特別徴収		所在地 (住所)		〒 489 - 0803		市 使用 欄		宛名番号	
						瀬戸市追分町 64		年 度		1.現年度 2.新年度 3.両年度	
(宛先) 瀬戸市長 令和 7 年10月25日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		名 称 (氏名)		瀬戸株式会社		特別徴収義務者 指 定 番 号		0012345670	
								連 係		人 事 課	
		法人番号 又は個人番号		0 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		先		氏 名		愛知 市子	
						電 話		(0561) 82 - 7111			
フリガナ		セト		ハナコ		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額		未徴収税額	
氏 名		瀬戸 花子		特別徴収税額 (年税額)		6 月分から 10 月分まで		11 月分から 5 月分まで		異動年月日	
生年月日		S32 年 1 月 1 日		(ア)		(イ)		(ウ) = (ア) - (イ)		令和 7 年 10 月 19 日	
個人番号		0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		240,000 円		100,000 円		140,000 円		異動事由	
1月1日住所		瀬戸市追分町123								1 退 職 ② 転 勤 3 休 職 4 長 欠 5 死 亡 6 その他 ()	
異動後の住所		同上									

上段は、転勤元の事業所様の名称を記入してください。
 ご記入後、転勤先の事業所様に税額の月割額をお電話等で連絡してください。

A B C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

普通徴収

○をつけてください。

新特別徴収		所在地 〒 489 - 0919 瀬戸市川端町1-2		フリガナ オワリ カブシキガイシャ		名 称 尾張株式会社		法人番号又は個人番号		電 話 (0561) 83 - 1177		担 当 者 加藤 太郎	
特別徴収指定番号 0076543210		新 規		月割額 20,000 円を 11 月分 (12 月 10 日納期限) で 納入するよう連絡済		納入書 (必 要 ・ 不 要) (既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)		新受給者番号					

一括徴収の理由 1 異動が本年12月31日までの申出があったため () 2 異動が翌年1月1日以降継続の希望がないため () ○印をしてください。		一括徴収税額 (ウ) の金額 円	
一括徴収税額 (ウ) の金額 円		市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。	

- この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- 事業所控が必要な場合は、コピー等でご対応ください。

市 処 理 欄	現 年 度	新 年 度

普通徴収から特別徴収への切替依頼書

受付印 (宛先) 瀬戸市長 令和 7 年 7 月 8 日 提出	(特別徴収義務者) 給与 支払 義務者	所在地 (住所)	〒 489 - 0803 瀬戸市追分町 64	市 使用 欄	宛名番号	
		フリガナ	セトカブシキガイシャ		特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 0012345670 (新規の場合は新規に○) 新規の場合、納入書 (要・不要)
		名 称 (氏名)	瀬戸株式会社	連 係	人事課	
		番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0	氏 名	愛知 市子	
				先	電話	(070) 1111 - 2222

納付状況を本人に確認し、必ずご記入ください。

該当者本人から聞き取りし記載してください。

普通

※該当がなければ記載不要

☐ 未納

☒ (1)・2・3・4)

期まで納付済

☐ 全期 (1～4 期) 納付済

特別徴収 (給料から天引き)
を始める

特別徴収開始希望月

特別徴収開始月を必ずご記入ください。

7 月分 (翌月10日納期分) から特別徴収を開始します。

※普通徴収の納付
※65歳以上の方

できません。

からの特別徴収に追加することはできません。

給与所得者	フリガナ	セト タロウ
	氏 名	瀬戸 太郎
	生年月日	大正・昭和・平成 年 2 月 3 日
	住 所	〒 489 - 0803 瀬戸市追分町100
	受給者番号	0 0 3 (通知書等に記載が必要な場合は記入してください。)

月割額の連絡 (必要な場合のみ記入してください)

7 月 19 日までに通知が必要

※毎月15日頃までに受付した依頼書に関する通知書は、月末頃に発送します。

※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。

市 使用 欄	特 徴 税 額	月 分	
		月分以降	
		合計	
	月割額連絡	/	
	口座振替	無・有	
	給与所得以外の所得の有無	無・有 (切替可・不可)	

【添付書類】

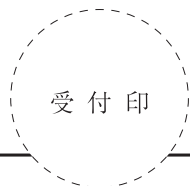
- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため)
- ※納付済分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- この用紙が不足した場合は、コピーもしてご使用ください。

社員番号等の記載が必要な場合ご記入ください。

●異動があった場合は、異動月の翌月10日までに提出してください。



給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 -														
			名称 (氏名)															
			法人番号 又は個人番号															
給与所得者	フリガナ													市 使 用 欄	宛名番号			
	氏 名													年 度	1.現年度 2.新年度 3.両年度			
	生年月日	年 月 日												特別徴収義務者 指 定 番 号				
	個人番号														連 係	課		
	1月1日住所													氏 名				
異動後の住所													電 話	() -				
				特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額 月分から 月分まで		未徴収税額 月分から 月分まで		異動年月日 令和 年 月 日		異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他 ()						
				(ア)		(イ)		(ウ) = (ア) - (イ)										
				円		円		円										

未徴収税額 (ウ) の徴収方法を A B C から選択し該当記号を○印で囲んでください。

A

一括徴収

(ウ)の額を特別徴収義務者が給与から徴収する。

一括徴収した税額は

月分 (月 日納期限) で納入する

一括徴収の理由

○印をしてください。

1 異動が本年12月31日までで、一括徴収の申出があったため (月 日申出)

2 異動が翌年1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため

一括徴収税額 (ウ) の金額

円

●1月1日～4月30日の間に退職等する場合は、未徴収税額を一括徴収することが義務付けられています。

なお、上記期間以外の退職等についても、できる限り一括徴収をお願いします。

B

普通徴収

(ウ)の額を本人が支払う。

一括徴収しない場合、次のいずれかに○印をしてください。

1 異動が本年12月31日以前で、一括徴収の希望がないため

2 5月31日までに支払うべき給与又は退職手当の額が未徴収税額以下のため

3 死亡による退職のため

4 その他 ()

・市から本人宛に通知するため、異動後の住所を必ず記入してください。

C

転勤 (特別徴収継続)

(ウ)の額を新たな特別徴収義務者が給与から徴収する。

新特別徴収義務者

所在地 〒 -

フリガナ

名称

個人番号又は法人番号

電 話 () - 担 当 者

特別徴収指定番号

新 規

月割額 円を 月分 (月 日納期限) で納入するよう連絡済

納入書 (必要 ・ 不要) (既に本年度特別徴収実績がある場合は送付しません)

新受給者番号

市 処 理 欄	現 年 度	新 年 度

- この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。
- 事業所控が必要な場合は、コピー等でご対応ください。

受付印

普通徴収から特別徴収への切替依頼書

(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 -												特別徴収義務者 指 定 番 号	市 使 用 欄 宛名番号		(新規) (新規の場合は新規に○) ※市町村ごとに異なります。
		フリガナ														(新規の場合、納入書 (要・不要))		
		名 称 (氏名)													連 絡 先	係		
		法 人 番 号 又は個人番号																氏 名
														電 話	() -			

普通徴収の納付状況 (レ印) ※該当がなければ記載不要	該当事者本人から聞き取りし記載してください。	
	☐ 未納 ☐ (1・2・3・4) 期まで納付済 ☐ 全期 (1～4期) 納付済	
特別徴収 (給料からの天引き) を始めることができる月	特別徴収開始希望月	
	月分 (翌月10日納期分) から特別徴収を開始します。	

※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収の切替えができません。
 ※65歳以上の方について、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

給与所得者	フリガナ												
	氏 名												
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 年 月 日											
	住 所	〒 -											
	受給者番号	(通知書等に記載が必要な場合は記入してください。)											

月割額の連絡 (必要な場合のみ記入してください)	
_____ 月 _____ 日までに通知が必要	
※毎月15日頃までに受付した依頼書に関しての通知書は、月末頃に発送します。 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。	

市使用欄	特徴税額	月分	
		月分以降	
		合計	
	月割額連絡		/
	口座振替		無・有
給与所得以外の所得の有無		無・有 (切替可・不可)	

- 【添付書類】
- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書 (納期未到来分) を添付してください。)
 - ※納付済分や口座振替の場合は不要です。
- 【注意事項】
- この用紙が不足した場合は、コピーもしくは瀬戸市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。



特別徴収に係る納期の特例の承認申請書
取消届出書

(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者	住所（居所） 又は所在地	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号				
		氏名又は名称											連 絡 先	係	課		
														氏 名			
		法 人 番 号 又は個人番号													電 話	() -	
1. 地方税法第321条の5の2、地方税法施行令第48条の9の10及び瀬戸市市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例を申請します。 2. 地方税法施行令第48条の9の11及び瀬戸市市税条例第46条の4の規定により、特別徴収税額の納期の特例の取消を届出します。																	

承認を申請する場合

当該特例の適用を受けようとする税額 円 令和 年 月分から令和8年5月分までの納期に係る 市民税・県民税 特別徴収 税額							
申請日前直近6か月間における 給与支払総人員 ※カッコ内は、臨時雇用者の人 員を記入してください。	令和 年 月分	人 (人)		令和 年 月分	人 (人)		
	令和 年 月分	人 (人)		令和 年 月分	人 (人)		
	令和 年 月分	人 (人)		令和 年 月分	人 (人)		
やむを得ぬ事由による市税の滞 納又は最近において著しい遅延 の事実がある場合は、その詳細 な事由							

取消を届出する場合

当該特例の取消となる税額 円 令和 年 月分以降の納期に係る 市民税・県民税 特別徴収 税額							
納期の特例を取り消す事由	1. 納期の特例の必要がなくなったため 2. 従業員等が10名以上になったため 3. その他 ()						

●納期の特例は、要件の変更がない限り継続して適用しますので、毎年申請書を提出する必要はありません。



特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

※所在地・名称等変更があった場合、すみやかに提出してください。また合併等で従業員の異動がある場合は、個々に異動届も提出してください。

(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者	住所(居所)又は所在地	〒 -												特別徴収義務者 指 定 番 号			
		氏名又は名称													連 絡 先	係	課	
																氏 名		
																電 話	() -	
個人番号又は法人番号																		
事 項	変 更 前														変 更 後			
フリガナ																		
住所(居所)又は本店(登記上)の所在地	〒 -														〒 -			
フリガナ																		
氏名又は名称																		
電 話	() - 内線														() - 内線 担当者			
関係書類の送付先 (所在地とは異なる場合)	〒 -														〒 -			
変更の事由 ○を付けてください	1 住所(居所)又は所在地の変更 2 氏名又は名称の変更 3 電話番号の変更 4 送付先の変更														変更年月日			
	5 合 併 ① 合併前のそれぞれの会社名、指定番号を記載してください。 会社名 _____ 指定番号 _____ 会社名 _____ 指定番号 _____ ② 合併後に使用する指定番号をA・Bから選択してください。 A 合併後は指定番号 _____ を使用します。 B 新規の指定番号を使用します。														令和 年 月 日			

- フリガナは、必ず付けてください。
- 名称等変更があった場合でも、特別徴収義務者の指定番号が変わらなければ、納入書はそのまま使用できます。



令和 年度 特別徴収税額通知の受取方法等変更届出書

(宛先) 瀬戸市長 令和 年 月 日 提出	特別徴収義務者	住所 (所在地)	〒										eLTAX利用者 ID											
		フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号											
		氏名又は 名称											連 絡 先	係										
		法人番号又は 個人番号												氏 名										
													電 話	() -										

	変更前 ※変更項目のみ記入してください。	変更後 ※変更項目のみ記入してください。
特別徴収義務者用	☐ 電子データのみ (正本) ☐ 書面のみ (正本)	☐ 電子データのみ (正本) ☐ 書面のみ (正本)
納 税 義 務 者 用	☐ 電子データのみ (正本) ☐ 書面のみ (正本)	☐ 電子データのみ (正本) ☐ 書面のみ (正本)
通知先メールアドレス		
備 考 欄		

- 【注意事項】
- ① eLTAXで給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の「受取方法」や「メールアドレス」を変更する場合に提出してください。
 - ② 「電子データのみ（正本）」を選択した場合は、通知先メールアドレスを必ず記載してください。
 - ③ 5月にお送りする特別徴収税額の決定通知に反映させたい場合は**毎年3月末日（必着）までに郵送または窓口へ直接提出してください。**
※ 期日を過ぎた場合、初回通知分について受取方法の変更が反映されませんのでご注意ください。
 - ④ 年度途中にご提出いただいた場合は、**受領日の属する月の翌月分以降**の通知発送に反映されます。
※ 詳しくは、瀬戸市HPをご確認ください。

【提出先】
〒489-8701
愛知県瀬戸市追分町64番地 1
瀬戸市役所 市民生活部 税務課 市民税係
☎：0561-88-2571（直通）

市 処 理 欄